

コーポレートガバナンス

⑤-3 NBCP(日本化学事業継続計画)運営委員会

NBCP運営委員会は生産技術本部を担当する執行役員を委員長とし、顕在化した危機および潜在的な危機に対する方針や計画、訓練の継続的改善を推進しております。

⑤-4 倫理委員会

倫理委員会は事業推進本部を担当する執行役員を委員長とし、日々の企業活動において遵守すべき行動指針の周知徹底を図るとともに、定期的に遵守状況の確認を行い、継続的な改善に努めております。

⑥ 指名・報酬委員会

取締役および役付執行役員の指名と報酬等にかかわる評価・決定プロセスの透明性および客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレートガバナンス体制の充実を図るため、任意の指名・報酬委員会を設置しております。

当委員会は、取締役である委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役から選定します。

また、委員長は、独立社外取締役である委員の中から選定します。

当委員会は、原則として年1回以上開催し、次の事項のうち、取締役会から諮問を受けた事項について、審議し、取締役会に対して答申します。

- 取締役会の構成に関する事項
- 取締役および役付執行役員の選任および解任に関する事項
- 代表取締役の選定および解職に関する事項
- 社外取締役の独立性判断基準に関する事項
- 後継者計画等に関する事項
- 取締役および役付執行役員の報酬決定の方針および手続に関する事項
- 取締役および役付執行役員の報酬の内容に関する事項
- 株主総会付議議案（選解任議案・報酬議案）

なお、当社では、指名・報酬委員会の構成について、委員3名以上で組織し、その独立性を確保する見地から、その過半数は独立社外取締役で構成することを社内規程にて定めております。現在は代表取締役1名と独立社外取締役3名で構成しており、独立社外取締役が過半数を占める構成となっております。

役員報酬

当社の役員報酬に関する基本方針と手続きは、次のとおりです。

① 基本方針

当社の監査等委員である取締役を除く取締役の個人別の報酬に関する基本方針は、持続的な企業価値向上の実現に寄与する当社取締役としての責務、能力に見合った水準とするとともに、業績向上のインセンティブとして機能する妥当な水準、体系とする。具体的には、金銭による固定報酬、業績連動報酬および株式報酬を支給する。一方、監査等委員である取締役には金銭による固定報酬のみを支給する。業務執行から独立した立場にある監査等委員には、業績連動報酬等の変動報酬は相応しくないため、業績連動報酬は支給しない。

② 固定報酬の個人別の報酬等の額および付与の時期または条件の決定に関する方針

取締役の固定報酬については、第三者機関より入手した同業他社等の報酬データを参考に、取締役の役職に応じた責任と役割を勘案し作成した基本分テーブルに基づき決定し、毎月支給する。

③ 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額または算定方法および付与の時期または条件の決定に関する方針

監査等委員である取締役を除く取締役の業績連動報酬については、当社の重視する経営指標である営業利益等を基準に決定し、毎年当該事業年度終了後、毎月支給する。

④ 株式報酬の内容、その額または算定方法および付与の時期または条件の決定に関する方針

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値および株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、監査等委員である取締役を除く取締役に対し、譲渡制限期間を当社の取締役を退任する日までの期間とする譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位、職責等を踏まえて決定する。

⑤ 固定報酬の額、業績連動報酬の額および株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

監査等委員である取締役を除く取締役の報酬における固定報酬、業績連動報酬および株式報酬の割合は業績に応じて概ね固定報酬を50%～90%、業績連動報酬を40%～0%、株式報酬を10%とする。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定の手続きに関する事項

取締役の個人別の報酬の内容は、代表取締役が限度額の範囲内で担当役員と原案を策定し、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役が決定する。

2024年度実効性評価

① 取締役会の実効性に関する評価プロセスの概要

すべての取締役に対し自己評価アンケートを実施いたしました。アンケートは、取締役会の構成、運営、議題等にかかわる取締役の課題認識の有無を把握することを目的に、外部コンサルタントの知見を踏まえ実施しました。また、回答内容について、外部コンサルタントによる分析結果を踏まえ、取締役会において実効性に関する協議を行いました。

② 取締役会の実効性に関する分析・評価結果の概要

昨年度の課題としました社外取締役への情報提供や議論の機会の充実については、社外取締役からの要望に応える形で、情報提供の内容や機会の見直しを計画しました。しかしながら、いくつかの施策は未実施となっており、今後も引き続き充実化に向けて取り組んでまいります。また、重要な経営戦略に関する審議をより深めるためには、議論の機会をさらに増やす必要があることを確認しました。そのため、オフサイトミーティング等を開催し、審議の回数を増やすことで、役員間の情報共有を促進し、より深い議論を重ねてまいります。

③ 今後の対応

当社の取締役会は、識別した課題について検討していくことで、取締役会の実効性のさらなる向上を図ってまいります。今後も取締役会の実効性の評価を基点に課題の共有を行い、実効性を高めてまいります。

内部通報窓口

法令違反や不正行為など、大事に至らない段階で未然に、また早期に問題の把握とその是正を図るため、内部通報および相談の窓口を業務監査室および外部に設置しております。運用にあたり、内部通報制度規程を策定し、通報者の保護も含め、内部通報制度の構築、整備をしております。